

山形広域環境事務組合職員の分限に関する条例

〔昭和46年8月
共衛条例第3号〕

改正 昭和55年7月共衛条例第1号 平成4年1月共衛条例第1号
平成19年6月山広環条例第5号

(目的)

第1条 この条例は、地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」という。）第27条第2項、第28条第3項及び同条第4項の規定に基づき、職員の意に反する休職の事由並びに降任、免職及び休職の手續及び効果並びに失職の特例に関し規定することを目的とする。

(昭55条例1・一部改正)

(降任、免職及び休職の手續)

第2条 管理者は、法第28条第1項第2号の規定に該当するものとして、職員を降任し、若しくは免職する場合又は同条第2項第1号の規定に該当するものとして、職員を休職する場合においては、医師2名を指名してあらかじめ診断を行わせなければならない。

2 職員の意に反する降任、若しくは免職又は休職の処分は、その旨を記載した書面を当該職員に交付して行わなければならない。

3 前項の規定により書面の交付をする場合において、当該職員の所在が知れないときは、書面に記載された内容を山形広域環境事務組合公告式条例（昭和43年7月共衛条例第1号）第2条第2項に規定する掲示場に掲示することをもって書面の交付に代えることができる。この場合において、その掲示した日から起算して2週間を経過した日に、書面が当該職員に交付されたものとみなす。

(平19条例5・追加)

(休職の期間)

第3条 法第28条第2項第1号の規定に該当する場合における休職の期間は、3年をこえない範囲内において、休養を要する程度に応じ個々の場合について、管理者が定める。

2 法第28条第2項第2号の規定に該当する場合における休養の期間は、当該刑事事件が裁判所に係属する間とする。

(休職の効果)

第4条 休職者は、職員としての身分を保有するが、職務に従事しない。

2 休職者は、その休職期間中法令又は条例に特段の定めのある場合のほか、いかなる給与も支給されない。

第5条 第3条に規定する休職期間中であってもその事由が消滅したと認められるときは、管理者は、当該職員に対しすみやかに復職を命じなければならない。

(失職の特例)

第6条 管理者は、公務遂行中の交通事故により法第16条第2号に該当するに至った職員のうち、その刑の執行を猶予された者については、情状によりその職を失わないものとするができる。

2 前項の規定により、その職を失わなかった職員がその刑の執行猶予を取り消されたときは、その職を失う。

(昭55条例1・追加)

(実施規定)

第7条 この条例の実施に関し必要な事項は、管理者が定める。

(昭55条例1・旧6条繰下)

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和55年7月改正)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (平成4年1月改正)

この条例は、平成4年4月1日から施行する。

附 則 (平成19年7月改正)

この条例は、公布の日から施行する。